

訪問看護ステーション リリフル 運営規定

(事業の目的)

第1条 この規定は、株式会社リリフルが設置する訪問看護ステーション リリフル（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1 ステーションは訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。
2 ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。
3 ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

(事業の運営)

第3条 1 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づき適切な訪問看護の提供を行う。
2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業の名称及び所在地)

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。
(1) 名称：訪問看護ステーション リリフル
(2) 所在地：東京都品川区北品川 5-12-1-503

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び勤務内容は次の通りとする。
(1) 管理者：看護師若しくは保健師 1名
管理者は利用者に対する看護やサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、指定訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握等の管理を一元的に行い、併せて、適切な指定訪問看護を提供できるよう、運営に関する事項を遵守させるための必要な指揮命令を行う。但し、
管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
(2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 2.5名以上（うち常勤1名以上）
訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師は除く）、訪問看護を担当する。

(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 2名以上

看護職員の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。

(営業日及び営業時間等)

第6条 1 ステーションの営業日及び営業時間は職員就業規則に準じて定めるものとする。

(1) 営業日：通常月曜日から日曜日までとする。但し、12月30日から1月3日までは除く。

(2) 営業時間：午前9時から午後6時までとする。

2 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第7条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。

但し、医療保険適応となる場合を除く。

(訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事務所、地域包括支援センター、地域医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 療養上の世話
清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア
- (2) 診療の補助
褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置
- (3) リハビリテーションに関すること
- (4) 家族の支援に関すること
家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 1 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(緊急時における対応方法)

第11条 1 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必

要な処置を講ずるものとする。

- 2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料等)

第12条 1 ステーションは、基本利用料として介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1割、2割もしくは3割を徴収するものとする。但し、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

- 2 ステーションは、基本利用料のほか以下の場合はその他利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。

- (1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置
- (2) 次条に定める通常の業務の実施地域を越える場合の交通費 実費
※公共交通機関を利用するものとする
- (3) キャンセル料
以下の通りに徴収する。

ご連絡いただく時間	キャンセル料
前日 18時までのご連絡の場合	不要。
前日 18時から当日訪問までのご連絡の場合	1000円
訪問までにご連絡のない場合	1 提供あたりの料金の 100%

(通常業務を実施する地域)

第13条 ステーションが通常業務を行う地域は、品川区、港区とする。

ただし、港区は赤坂、麻布十番、麻布台、麻布永坂町、麻布狸穴町、愛宕、海岸、北青山、港南、芝、芝浦、芝公園、芝大門、白金、白金台、新橋、高輪、虎ノ門、西麻布、西新橋、浜松町、東麻布、東新橋、三田、南青山、南麻布、元赤坂、元麻布、六本木のみとする

(相談・苦情)

第14条 1 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

※当事業者が提供する訪問看護サービスについての相談・苦情窓口

電話：03-5475-7733 FAX：03-5475-7734 管理者：萩原 麻希

- 2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

- 3 当事業所以外に、市役所、区役所の苦情窓口等に苦情を伝えることができる。

・東京都国保連合会苦情相談窓口 03-6238-0177 (午前9時～午後5時、土日祝日除く)

・品川区にお住いの方：品川区 高齢者福祉課 支援調整係 03-5742-6728

・港区にお住いの方：介護保険課 介護事業者支援係 03-3578-2821

高齢者支援課 介護予防推進係 03-3578-2930

(事故処理)

- 第15条 1 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
- 3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての留意事項)

- 第16条 1 ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。
- (1) 採用後1か月以内の初任研修
- (2) 年2回の業務研修
- 2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいけない。退職後も同様とする。
- 3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保管しなければならない。

(附則)

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

平成30年2月1日改訂

平成30年8月1日改訂

令和3年7月11日改定

令和6年6月12日改定